特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会へのコメント

平成 23 年 9 月 20 日 梶 川 融

1. NPO法人会計基準について

NPO法人会計基準では、同基準に書かれていない事項については、営利、非営利の各種会計 基準の中から法人自ら検討し、準拠するという考え方が示されているように(実務担当者のため のガイドラインQ1-1)、今後の会計慣行の成熟に委ねられている部分が多く、NPO法人会 計の今後の発展のために、関係者間の連携のもと、その検討を進める体制や手続きを整備してい くことが必要なものと考える。

2. 認定NPO法人の会計について

会計報告はNPO法人を適切に表現し、情報利用者のニーズに沿うものとなるべきであり、その基礎となる会計基準は認定NPO法人か否かによって異なるべきでないと考えている。

ただし、認定NPO法人は税制上の優遇措置が認められており、社会的責任の観点から、財務情報の開示内容に対し、より高度な透明性が求められる。

したがって、認定NPO法人の会計実務上、重要性の適用、注記等については一定の配慮が必要なものと考える。

以 上